



発行 新潟県
第14号
 令和8年2月20日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 118 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 119 道路の区域変更（道路管理課）
- 120 道路の供用開始（道路管理課）
- 121 都市計画事業の事業計画の認可（妙高市新井）（下水道課）

公 告

- 大規模小売店舗の新設（地域産業振興課）
- 新潟県スポーツ賞の表彰（スポーツ課）

教育委員会規則

- 2 博物館登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）

告 示

◎新潟県告示第118号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和8年2月20日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15010	登録年月日	平成15年6月20日				
登録検査機関の名称	協同組合米ネットワーク新潟						
代表者氏名	理事長 瀧澤 毅						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区南笹口1丁目9番29号						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産精米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	大島 智子	もみ、玄米	K152025013				
	中島 夏実	もみ、玄米	K152025014				
	鈴木 泰徳	もみ、玄米	K152025015				
	井口 地大	もみ、玄米	K152025016				
	佐藤 隆史	もみ、玄米	K152025017				
備 考	略称『米ネットワーク新潟』 令和8年2月20日 農産物検査員5名の新規登録。検査員合計124名。						

◎新潟県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年2月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒倉野中線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
東蒲原郡阿賀町小出字行利沢5044番1から	新	7.0～45.6メートル	510.0メートル
同郡同町小出字桃ノ木平4017番1まで	旧	7.0～33.8メートル	515.0メートル

◎新潟県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和8年2月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 黒倉野中線
- 2 供用開始の区間
東蒲原郡阿賀町小出字行利沢5044番1から同郡同町小出字桃ノ木平4017番1まで
- 3 供用開始の期日 令和8年2月20日

◎新潟県告示第121号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

令和8年2月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 施行者の名称
妙高市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 妙高都市計画下水道事業
(2) 名称 妙高市公共下水道（新井処理区）
- 3 事業施行期間
令和8年2月20日から令和14年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
妙高市大字広島字薬師地内
(2) 使用の部分
妙高市大字広島字薬師及び字万見地内

公 告

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年2月20日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 (仮称) Sm・Av・Cm新発田ファッションモール
所在地 新発田市舟入町三丁目769番3 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
氏名又は名称 株式会社しまむら
法人代表者氏名 代表取締役 高橋 維一郎
住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
氏名又は名称 株式会社しまむら
法人代表者氏名 代表取締役 高橋 維一郎
住所 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年10月1日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計3,023平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計137台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計5台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計182.28平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計81.9立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社クスリのアオキ
午前10時00分から午後8時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後8時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 3箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設1、2
24時間
- 7 届出年月日
令和8年1月30日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
令和8年2月20日から令和8年6月20日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班

電話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

新潟県スポーツ賞の表彰について（公告）

新潟県スポーツ賞規則（平成3年新潟県規則第72号）第2条の規定により、次の者を表彰した。

令和8年2月20日

新潟県知事 花角 英世

1 被表彰者

氏名	住所地の市区町村等
沼倉 昌明	長岡市
沼倉 千紘	長岡市
岡田 夕愛	上越市
高橋 朋伽	三条市
齋藤 心温	上越市

2 表彰日

令和8年2月2日

教育委員会規則

博物館登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月20日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

新潟県教育委員会規則第2号

博物館登録等の手続に関する規則の一部を改正する規則

博物館登録等の手続に関する規則（昭和27年新潟県教育委員会規則第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(変更の届出) 第3条 (略)	(登録事項等の変更) 第3条 (略) <u>2 前項による届出は、その事由の生じた日から20日以内とする。但し、博物館資料の目録の軽微な変更については、毎年9月及び3月中に届け出るものとする。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。